■国が優先的に整備を実施すべき箇所の抽出

1. 直轄整備要件

- ①国立公園の施設として計画されていること。(公園計画の利用施設計画としての位置付け)
- ②直轄整備要件を満たす。
 - (1)公園事業となる施設(自然公園法施行令第1条)のうち、次に掲げる公共性の大きい施設を対象とする。(自然公園法施行令第20条に掲げる施設)
 - ・ 道路及び橋
- 桟橋
- 広場及び園地
- ・給水施設、排水施設及び公衆便所
- ・避難小屋
- 博物展示施設
- ・休憩所
- 植生復元施設及び動物繁殖施設
- ・野営場
- ・砂防施設及び防火施設
- 駐直場
- 自然再生施設
- (2)さらに、三位一体改革に伴う効果的な事業執行の観点から、上記(1)に施設について次に掲げる保護上及び利用上重要な公園事業に該当するものについて重点的に整備を行う。
- ①風致を維持する必要性が高い地域における公園事業

<u>特別保護地区及び第1種特別地域で行われる事業(これらの地域に到達する歩道等</u>、密接に関係する周辺地域の事業を含む。)

②集団施設地区に係る事業

集団施設地区に係る事業(案内標識等、密接に関係する地域に事業を含む。)

- ③その他、特別に保護する必要のある地域、動植物に係る公園事業
 - 自然再生事業
 - ・絶滅危惧種、天然記念物等貴重な動植物の保護・増殖のために必要な植生復元施設及び動物繁 殖施設
 - ・国立公園の長距離自然歩道
 - ・多数の利用(日最大2,000人以上)への対応として特に整備が必要な歩道、園地

2. 直轄整備箇所の抽出

- ①計画評価
- ・全体計画と基本方針(歩道の連続性、自然とのふれあい、保全)を照らし合わせ、計画内容の必要性 を評価する。(●重要、▲やや重要)



②配慮事項

- ・実現性:土地所有などにおいて実現が難しい項目について確認する。事業実施の参考(やや困難●)
- ・安全性:崖崩れなどの安全へ対応を確認する(●早急な対応必要、▲対応が必要)



③整備事業の抽出

- ・直轄要件を満たす国の整備で●又は▲がついた項目を整備(案)として取り上げる。
- ・整備時期(短期・中期・長期)は全体計画段階で検討の上、配慮事項を考慮して決定する。

3. 全体計画(案)のまとめと整備事業の抽出

3. 宝体計画(条)のまとめ	事業	NIB 3- >	~~	利用状況						直輔				計	画				計画評価	配慮事項	整備行程
	執行				主な	利用			利用	要件		Border		ルート	整備内容	公園	整備	連続	ふれり	保全 実現 安全	
ルート		眺望	散步	登山等	キャンプ	海水 浴等	文 観 化 光	参 エコツ	者数 7 (万人			Borde	er 距離 Km ()は公園外			計画変更	期間	性	あい	性性	
		*	<i>y</i> .	-77		111 47		17					参考値								
9. お伊勢さんを感じるみち	0		<u> </u>				0	0	7.98	•	(三重県/伊勢市)	_	_	現状維持	_						_
10. 御塩づくりにふれるみち	0	0				0	0	0	0.85	•	(三重県/伊勢市)	_	_	現状維持	_						_
〇. 朝熊山登山線	ナシ			0				0	_	•	_	0	5. 6	・(内宮〜朝熊峠)を歩道事業から近畿自然 歩道に変更	・標識、休憩施設(朝熊峠等)、路面	0	短期	•		•	(短期)
12. 朝熊岳金剛證寺へのみち	0			0				0	0.18	•	青峯文化保存会他 (県/鳥羽·伊勢市)	0	10. 1	・(加茂駅〜松尾駅)の近畿自然歩道に追加	・標識、休憩施設(朝熊園地等)、路面 (崩壊場所(山道)の補修)	0	短期	•	A	•	(短期)
一. 鳥羽港〜加茂駅 (連絡ルート)	ナシ	/				0			_	_	_	0	10.6	・近畿自然歩道に追加	・標識	0	長期	•	•	•	(長期)
〇. 答志島	0		0				0	0	_	•	町内会、旅館組合 (鳥羽市)	0	9. 7	・未執行区間(桃取~和具)(要漁港事業と の調整、整理)	・標識、休憩施設(山道の登口等)、路 面(丸太階段等)		長期	A	•	•	(長期)
		0	\cap		<u> </u>			0	11-4	\ .		0	2. 8	*> hore / TEST)	・整備内容:標識(H24)	<u> </u>	短期		•		(3C/91/
の渡る神島を訪ねる道									に含む		(三重県/鳥羽市)		2. 0		TE NULL 17日 • NVZ HAY (III 4 II)		/34.79				(短期)
11-A. ①菅島灯台としろんごの浜 を訪ねるみち	0						0	0	- 	_		0	6. 5	・(現近畿自然歩道〜大山〜市営定期船乗り 場)を近畿自然歩道に追加	・標識、休憩施設(山道の登口等)、路 面(丸太階段等)	0	中期	A	•		(中期)
13 舟神様 "青峯山" をたずねる				0				0	0.38	•		0	10. 2	・(正福寺〜上之郷駅) の変更の検討	・標識、休憩施設(沓掛等)、路面	\cap	中期				(中朔)
みち									0.56		(三重県/鳥羽市)										(中期)
一. 上之郷駅〜国府白浜	ナシ								_			0	10. 6	・(上之郷駅〜国府白浜)を近畿自然歩道に 追加	・標識	0	中期				(中期)
15. 安乗灯台と文楽のみち	0	0				0			0.50	•	(三重県/志摩市)	0	4. 4	・(車道→国府白浜沿い) の付け替え検討	・標識、休憩施設(安乗崎、阿児の松原 等)		中期 —	A	•		(中期)
16. 大王埼灯台をたずねるみち	0	0					0	0	0.75	•	(三重県/志摩市)	0	8. 0	・道がない部分(米子浜付近)の付け替え 検討	・標識、休憩施設(米子浜等)、路面(崩 壊場所の補修含む)		短期	A	•	•	(短期)
17. 麦崎・磯笛のみち	0		0			0		0	0.08	•	(三重県/志摩市)	0	8.8	・崩壊部分(麦先付近)の付け替え検討	・標識、観察施設(大池等)		中期	A	•	•	(中期)
18. 御座・金比羅山から富士山をのぞむみち	0	0			0	0		0 0	0.19	•	(三重県/志摩市)	0	8. 9	・民地部分の付け替え検討 ・(賢島~志摩横山)を近畿自然歩道に追加	・標識	0	中期	•	•	•	
14. 英虞湾一望の横山をたずねる みち	0	0	0	0					0.22	•	(三重県/志摩市)	0	13. 9	・(迫子〜浜島)を近畿自然歩道に追加	・標識	0	中期	•	•		(中期)
19. 磯笛岬と五ヶ所湾探訪のみち	0	0	0					0	0.11	•	地元(高齢化) (三重県/南伊勢 町)	0	45. 5	・崩壊部分(田曽白浜)の付け替え検討 ・ルート分割(一日単位)/バスルートを歩道 に変更(近畿自然歩道に追加)	・標識、休憩施設(鶴路山山麓)、(崩壊 場所(車道)の補修)	0	中期	•		•	(中期)
〇. 相賀浦阿曽浦線	未			0				0	_	_	地元	0	13. 6	・歩道事業から長距離自然歩道事業へ変更	・標識、路面(柵等)、休憩施設(四阿 等)	0	中期	•	•	•	(中期)
20. 南伊勢町 (旧・南島町)・親 子大橋をめぐるみち	0	0						0	0.08	•	泡の会 (三重県/南伊勢 町)	0	2. 3 (3. 1)	・(南中前〜南島病院前)の検討→三重県(公 園外)	·標識		短期	•			(短期)
21. 鵜倉半島展望のみち	0	0							0.08	•	泡の会 (三重県/南伊勢 町)	0	8. 6 (7. 6)	・(奈屋〜村山口)の検討→三重県(公園外))	・標識		短期	•	•		(短期)
22. 竈方集落をめぐるみち	0	0	0						0.08	•		0	5. 8 (5. 5)	・(小方竈〜栃木竈) の検討→三重県 (公園 外))	・標識、休憩施設(四阿等)		短期	•			(短期)
〇. 伊勢神宮(内宮)〜五ヶ所湾	ナシ			0					_	-		0	27. 4	・計画への追加	·標識、路面、休憩施設(四阿等)	0	長期	•	•	• •	● (長期)
Border to Border 全行程												公園内 公園外									() / / / / /

※利用者数出典:長距離自然歩道利用統計(三重県提供) / 整備期間 短期:~3年、中期~5年、長期6~年 / 計画評価欄:●重要、▲やや重要 / 実現性:●不確定要素が多い/安全性:●早急な対応が必要、▲対応が必要 / 整備事業欄 ●優先事項、▲やや優先

